

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第80号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第123号）

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における鞍月用水の取水量について、辰巳用水からの合流分を差し引いて取水口から合流点までの漏水分を加算した最終的な鞍月堰での取水量と、それに基づく利水計算書の訂正版

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) H19. 4. 2 公開請求 | (4) H19. 11. 21 諮問 |
| (2) H19. 5. 7 不存在決定 | (5) H22. 5. 20 答申 |
| (3) H19. 6. 15 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、鞍月用水の取水量について、辰巳用水からの合流分及び取水口から辰巳用水との合流点までの水路損失を考慮しなければならないはずであり、これを考慮した取水量及びそれに基づく利水計算書の訂正版は存在するはずであると主張している。</p> <p>これに対し、実施機関は、鞍月用水の取水量に係る計算式において、辰巳用水からの合流分を差し引いていると説明しており、このことについては、実施機関が提示する本件報告書で確認できる。</p> <p>また、取水口から辰巳用水との合流点までについては、水路延長が短いこともあり、水路損失分について考慮しない条件で業務委託を行っていると説明している。</p> <p>したがって、鞍月用水の取水量について訂正した利水計算書は存在しないとの実施機関の主張は、特段不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第80号

答 申 書

平成22年5月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月2日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における鞍月用水の取水量について、辰巳用水からの合流分を差し引いて取水口から合流点までの漏水分を加算した最終的な鞍月堰での取水量と、それに基づく利水計算書の訂正版

2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年4月16日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成19年5月7日に本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

辰巳用水の合流分を差し引いて鞍月堰（取水口）から合流部（合流点）までの伏流漏水分については、かんがい用水必要量に含んだものとしているため、これを考慮した利水計算書の訂正版は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件報告書において鞍月用水の環境用水量（せせらぎ水量）を $0.54\text{ m}^3/\text{s}$ と設定しているが、これは香林坊付近で辰巳用水から合流する水量を含んでいるので、鞍月用水の取水量はその合流分を差し引いたものでなければならない。

実施機関は、本件報告書の「取水量のまとめ」で鞍月用水取水口での取水量を $0.54\text{ m}^3/\text{s}$ と記載しているが、このことの間違いを認め、別の詳細な計算書で合流分を考慮していると説明しているため、この点について修正した公文書は別に存在するはずである。

- (2) 実施機関は、理由説明書で、鞍月用水の取水口から辰巳用水との合流点までの漏水等について、水路延長が短いから考慮しないと主張しているが、この区間の水路敷きは大半が砂礫からなる河床で、護岸も玉石積となっており、漏水を無視できないはずであるため、これを考慮した利水計算書はなければならない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び追加提出資料で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 鞍月用水の取水量については、本件報告書の3-131ページで「市内環境用水確保地点は、農業用水受益地の上流に位置するので、減水深方式による農水必要水量（かんがい用水量）と市内環境用水 $0.54\text{ m}^3/\text{s}$ のどちらか大きい方を取水する。」と記載されているが、同書の3-155ページに記載の鞍月用水の取水量に係る計算式「 $\max\{\text{かんがい用水, 環境用水}\} - \text{辰巳環境用水流下量} - \text{辰巳環境用水流下量} = \text{兼六園引用水量} 0.08\text{ m}^3/\text{s}$ を除いた辰巳環境用水量 $0.25\text{ m}^3/\text{s}$ 」のとおり、辰巳用水からの合流分については取水量の算出根拠として現に考慮している。
- 2 取水口から辰巳用水との合流点までの環境用水量については、水路末端部の耕作に必要な水量を確保するために水路損失分を考慮する必要があるかんがい用水に比較して水路延長が短いこともあり、必要最低限の水量を計上するという条件で業務委託を行っており、辰巳用水との合流点までの水路損失分を考慮した利水計算書の訂正版は作成していない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件報告書に関する鞍月用水の取水量の設定について、辰巳用水からの合流分を差し引き、鞍月用水の取水口から合流点までの漏水等による水路損失を考慮した取水量と、それに基づき訂正した利水計算書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、鞍月用水の取水量には、辰巳用水からの合流分及び取水口から辰巳用水との合流点までの水路損失を考慮しなければならないはずであり、これを考慮した取水量及びそれに基づく利水計算書の訂正版は存在するはずであると主張している。

これに対し、実施機関は、鞍月用水の取水量に係る計算式において、辰巳用水からの合流分を差し引いていると説明しており、このことについては、実施機関が提示する本件報告書で確認できる。

また、環境用水量については、かんがい用水に比較して水路延長が短いこともあり、水路損失分について考慮しない条件で業務委託を行っていると説明しており、このことについては、本件報告書の3-126 ページにおいて「農業用水」に係る水路損失量が記載されているが、3-127 ページの「市内水路環境用水」に係る水路損失の記載はないことから推認できる。

したがって、鞍月用水の取水量について訂正した利水計算書は存在しないとの実施機関の主張は、特段不合理とはいえない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、環境用水の取水量には水路損失を含めるべきであると主張しているが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年11月21日	○諮問を受けた。(諮問案件第123号)
平成20年1月15日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成20年4月2日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成22年1月15日 (第189回審査会)	○事案の審議を行った。
平成22年2月26日 (第191回審査会)	○事案の審議を行った。
平成22年3月9日 (第192回審査会)	○事案の審議を行った。
平成22年4月23日 (第194回審査会)	○事案の審議を行った。
平成22年5月14日 (第195回審査会)	○事案の審議を行った。